

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>(1) 岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「契約」という。）に係る苦情を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付され、及び保存されるものを含む。5（1）後段、（8）ク及び（10）イ後段を除き、以下同じ。）で受理し、調達機関（契約により調達を行う県の機関をいう。以下同じ。）による当該苦情に係る調達の事実関係について調査し、調達機関に対する提案を行う。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下（1）において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反する調達が行われたと認めるときは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。この場合において、あらかじめ当該調達機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>(2) [略]</p> <p>10 適用</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) この処理手続は、<u>平成26年4月16日</u>以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘</p>	<p>1 岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>(1) 岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「契約」という。）に係る苦情を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付され、及び保存されるものを含む。5（1）後段、（8）ク及び（10）イ後段を除き、以下同じ。）で受理し、調達機関（<u>契約により調達を行う県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人</u>をいう。以下同じ。）による当該苦情に係る調達の事実関係について調査し、調達機関に対する提案を行う。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下（1）において「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</u>その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反する調達が行われたと認めるときは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。この場合において、あらかじめ当該調達機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>(2) [略]</p> <p>10 適用</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) この処理手続は、<u>平成31年2月1日</u>以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘</p>

引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、なお従前の例による。

引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、なお従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。